

電気料金高騰対応中小事業者応援金

資源等高騰によるエネルギーコスト増加の影響の大きい市内中小事業者の負担軽減のため、電気使用量に応じて応援金を支給します。

給付対象

次の①～⑥の**すべてを満たす方**が対象です。

- ①市内で事業を行う中小事業者※1
(ただし、農林漁業・社会福祉施設等・公衆浴場施設・私立学校法人※2及び第三セクター※3を除く。)
 - ②令和4年9月1日以前に市内で事業を開始しており、かつ引き続き市内で事業を継続する意思のあること
 - ③**令和4年7月から10月のうち、連続する2か月の月平均電気使用量(kWh)が1,500kWh以上であること**
 - ④経営者が暴力団員及び暴力団関係者でないこと
 - ⑤風営法に規定する「性風俗関連特殊営業」又は「接客業務受託営業」を行う事業者でないこと
 - ⑥市税等に未納がないこと※4
- ※1 中小企業基本法第2条第1項に規定するもの。個人事業主を含む。
※2 農林漁業・社会福祉施設等・公衆浴場施設・私立学校法人については長野県実施の補助金をご利用ください。
※3 国もしくは、地方公共団体が資本金、基金金その他これらに準ずるものを出資している法人
※4 正当な理由により納付が困難な場合は、猶予制度等の活用をご確認ください。

給付額

◆ **市内事業所の**
令和4年7月から10月までの連続する2か月の月平均電気使用量(kWh) ※×5円×6か月分 (千円未満切り捨て)
1事業者あたり**上限額50万円** ※同一事業者で複数の事業所がある場合は合算可

手続き方法

申請書は伊那市公式HPからダウンロードしていただくか、伊那市役所商工振興課にて受け取ることができます。(申請は1事業者につき1回限り)



- 提出書類確認表(該当箇所に☑をして表紙として申請してください)
- 電気料金高騰対応中小事業者応援金申請書兼請求書
- 誓約書
- 市税等の納付状況確認書
- 市内に事業所を有し、事業活動を営んでいることを証する書類
法人：最新の確定申告書及び法人事業概況説明書、登記簿事項証明書の写し など
個人：最新の確定申告書及び所得税青色申告決算書、営業許可証 など
- 令和4年7月から10月のうち、連続する2か月の電気料金及び使用量が分かるものの写し
- 振込先口座の通帳等の写し



●〒396-8617 伊那市新田3050番地 伊那市役所 商工振興課 応援金担当宛
●郵送かお持ち込みにて提出してください。
●感染拡大防止のため郵送による提出にご協力ください。
【申請期限】：令和4年11月1日(火)から令和5年1月31日(火) 必着



●市から「伊那市電気料金高騰対応中小事業者応援金交付決定通知書兼確定通知書」が届きます。
●交付日程の予定は以下のとおりです。
* 11月末までに申請 ⇨ 12月末までに交付
* 12月末までに申請 ⇨ 1月末までに交付
* 1月末までに申請 ⇨ 2月末までに交付

【お問い合わせ先】伊那市 商工観光部 商工振興課
TEL:0265-78-4111(内線2432、2433) メール:skk@inacity.jp

よくある質問

Q. 伊那市内で事業を行っているが、本社（または住居）は伊那市外である。申請ができるか。

A. 伊那市内に事業所があれば申請することができます。ただし、申請できる電気使用量は伊那市内の事業所で使用したもののみです。添付の電気使用量の分かる書類については、市内事業所で使用したことが分かるものを添付してください。

Q. 市内で複数の店舗を営んでいるが、1つの店舗ごとでは電気使用量の平均が1,500kWhを超えない。申請することができるか。

A. 事業者が同じ場合は市内の複数の店舗を合算した上で、電気使用量の平均が1,500kWhを超えていれば申請することができます。また、複数の店舗ごとに1,500kWhを超えていたとしても、1事業者1回の申請となりますので、店舗ごとの申請はできません。

Q. この応援金での中小事業者とは何か。

A. 個人と法人で事業を行う者をいい、法人については業種ごとに資本金（出資金）又は従業員数について、次の条件を満たすものを指します。（公共法人、宗教団体、政治団体及び性風俗業を営む者を除く。）また、特例として、人格のない社団等も事業の実態があれば法人と同様に扱いますので、該当する方はご相談ください。

業 種	下記のいずれかを満たすこと	
	資本・出資金	従業員数
製造業、建設業、運輸業その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

Q. 市内で行っている事業規模は中小業者に該当する。申請することが可能か。

A. 事業全体で判断していただく必要があります。たとえ、市内で行っている事業規模が中小業者に該当しても、法人としての規模が条件を満たしていない場合は対象外となります。

Q. 電気料金の請求日が月をまたいでいる場合、何月分として請求すればよいか。

A. 請求書や明細書に8月分と記載があれば、月をまたいでいたとしても8月分として申請してください。記載がない場合は、請求日の月をその月のものとして申請してください。

Q. 事業所と居住部分が同じであり、電気料金は一括で請求されている。どのように申請すればよいか。

A. 応援金の給付対象は事業所として要した分のみになります。確定申告に事業費として計上しているものが対象となりますので、按分の方法は確定申告と同様にお考えください。

Q. 社会福祉施設等とはなにか。また、農林漁業・社会福祉施設等・公衆浴場施設・私立学校法人を応援金の対象外としたのはなぜか。

A. ここでいう社会福祉施設等とは、高齢者福祉施設、障がい福祉施設、保護施設、児童養護施設、医療機関（病院、一般診療所、助産所、歯科診療所）薬局等及び接骨院、あん摩等施術所のことを指します。また、上記の対象外業種については、長野県もしくは自治体で価格高騰緊急対策支援を行っています。価格高騰の打撃を受ける事業者の方に対して、広く支援を行うため、県で支援している業種は対象外とし、県の施策をご利用ください。また、業種については、主たる業種として営んでいるもので判断してください。